答弁書第一二号

内閣参質第一二号

昭和二十九年五月二十八日

内閣総理大臣　吉　田　茂

参　議　院　議　長　河　井　彌　八　殿

参議院議員成瀬幡治君提出保安隊演習地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員成瀬幡治君提出保安隊演習場に関する質問に対する答弁書

一　(1)　愛媛県温泉郡小野村北吉井村　約三〇万坪

(2)　長野県安曇郡有明村　約四〇万坪

(3)　岡山県御津郡横井村(半田山周辺)　約三〇万坪

なお

1　岩手県岩手郡滝沢村一本木原は旧陸軍演習場であつた地区であり、保安庁の演習場として取得するか否かについて目下調査中であるが、未だ計画は確定していない。

2　青森県東津軽郡新城村には新たに演習場として取得する計画はない。

3　東京都世田ヶ谷区三宿(旧駒沢練兵場)は演習場としてではなく、保安庁の病院、衛生学校、技術研究所施設の建設敷地として計画してをりその面積は約六万坪である。

4　岡山県御津郡横井村は演習場の外営舎敷地として約一〇万坪(国有地を含む)を計画している。

二　保安庁演習場として昭和二十八年度の計画以外に新設又は拡張を予定している地区は次のとおりである。

(一)　新設予定地

1　北海道空知郡滝川町　約二五万坪

2　北海道虻田郡倶知安町　約二五万坪

（二）　拡張予定地は現在のところはない。

三　昭和二十七年七月四日閣議了解した「駐留軍の用に供する土地等の損失補償等要綱」によつて算出している。

四　米軍の演習地を保安隊が出来るだけ共同使用するという方針は保安隊が増強されても変りはない。